

消防災第142号
消防救第268号
平成13年9月12日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁防災課長

消防庁救急救助課長

米国において発生した同時多発テロを踏まえた対応について

平成13年9月11日に米国において発生した同時多発テロについて、本日、安全保障会議が開催され、別紙のとおり政府対処方針が決定されました。ついては、この方針を踏まえ、貴都道府県におかれても今後の適切な対応を図るとともに、貴都道府県内の消防機関に対してもその旨伝達願います。

政府対処方針

平成十三年九月十二日
安全保障会議

一、関係省庁が一体となり、政府全体として邦人の安否確認を含めて情勢の的確な把握と対応に万全を期する。

二、邦人関係者に対して、できる限りの対策を講じるとともに、国際緊急援助隊の米国への派遣等を検討し、要請があれば速やかに対応できる体制を整える。

三、国内の米国関連施設等の警戒警備を強化するとともに、情勢に応じ随時必要な措置を採る。

四、国民に対する適切な情報提供及び注意喚起に努める。

五、国際テロに対しては、米国をはじめとする関係国と力を合わせて対応する。

六、世界及び日本の経済システムに混乱が生じないように適切な措置を講ずる。

緊急テロ対策本部の設置について

平成13年10月8日

閣議決定

1 総合的かつ効果的な緊急テロ対策を強力に推進するため、内閣に、緊急テロ対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

2 対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めたとときは、構成員を追加することができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官

本部員 総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

国家公安委員会委員長・防災担当大臣

防衛庁長官

沖縄・北方対策担当・科学技術政策担当大臣

金融担当大臣

経済財政政策担当大臣

行政改革・規制改革担当大臣

3 本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）、内閣法制局長官及び内閣危機管理監が出席する。

4 対策本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

5 対策本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6 前各号に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。